

## くらしの情報あれこれ

### 事例

ある業者から、「空気清浄器を購入して、病院などにレンタルすれば必ず儲かる。レンタルオーナーになれば、レンタル料が毎月入ってくるため、半年後には購入代金が全額戻ってくる。」と勧誘を受けた。

そのため、空気清浄器50台の購入代金を支払ったが、レンタル料が全く支払われない上に、業者とも連絡がつかなくなってしまった。

「もうかる」と  
言われていたのに…



## ～レンタルオーナー契約におけるトラブルにご注意～

〒消費生活センター ☎443-2047

「レンタルオーナー契約」とは、業者から商品を購入し、購入した商品を業者に一定期間レンタルする契約のことです。しかし、購入した商品が消費者に引き渡されないため、事業実体の確認も難しいことがほとんどで、支払ったお金(元本)も戻らないリスクがあります。

### アドバイス

- ・「必ず儲かる」「購入代金が全額戻ってくる」などの勧誘トークをうのみにしないようにしましょう。
- ・事業の実体を確認できない場合は、契約しないようにしましょう。
- ・支払ったお金が戻らないリスクが理解できない場合は、契約しないようにしましょう。

▶▶▶消費生活センター相談受付時間…(土)日祝を含む毎日10:00～18:30(年末年始およびCIC休館日は除く)